

資料 1 1 - 4

特定信書便事業の現況について

特定信書便事業の現況

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（信書便法）が、平成15年4月1日に施行され、7年半が経過。この間、「一般信書便事業※1」への参入はないものの、「特定信書便事業※2」への参入は着実に増加。

平成22年9月1日現在の特定信書便事業への参入実績等は次のとおり（「2 特定信書便事業の取扱実績」については平成22年3月31日現在）。

※1 はがきや手紙など、軽量・小型の信書便物（長さ40cm、幅30cm、厚さ3cm以下で、重量250g以下）を全国均一料金で全国において引き受け、国内において原則3日以内に送達するサービスを提供するもの。

※2 特定の需要（以下の3類型）に応えるサービスを提供するもの。

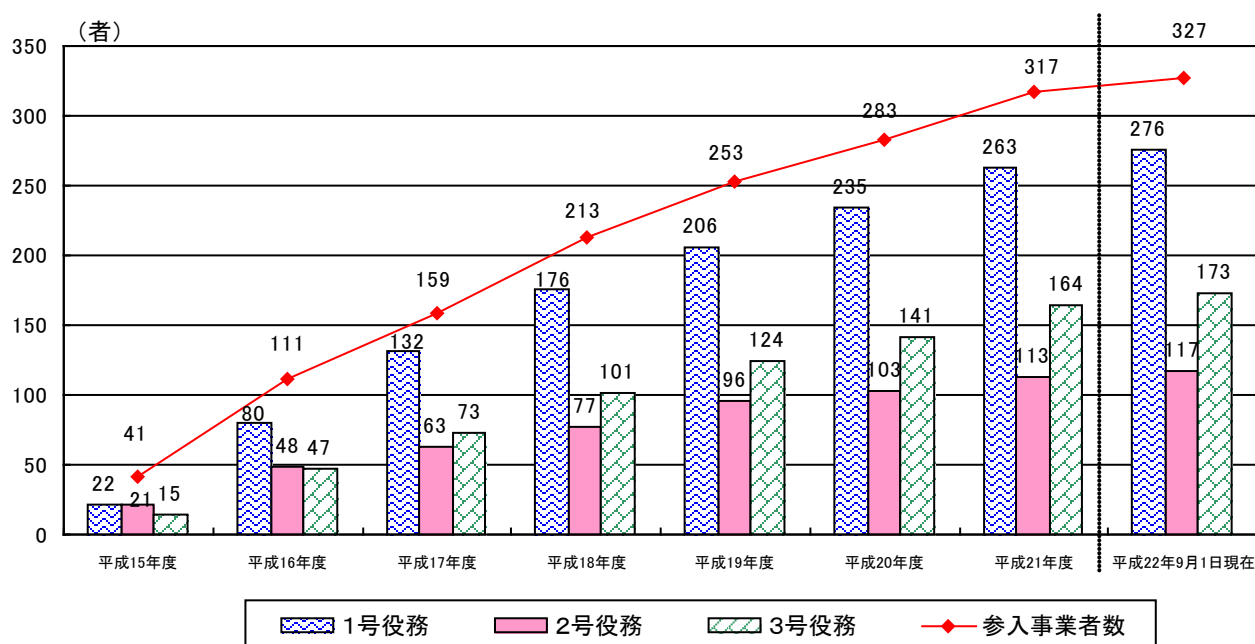
- ①長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス（1号役務）
- ②差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス（2号役務）
- ③料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するサービス（3号役務）

1 特定信書便事業への参入状況

（1）特定信書便事業への参入事業者数の推移

平成22年9月1日現在で327者が参入。平成15年度から21年度までの7年間の平均参入事業者数は概ね45者/年と着実に増加。役務別にみると、1号役務に参入している事業者数が276者と最も多く、次いで3号役務173者、2号役務117者の順（図表1-1）。

図表1-1 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数※の推移（年度別）



※複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

(2) 地域別参入状況

参入事業者327者を本社所在地別で見ると、東京都に本社を置く事業者が66者、大阪府は37者と両都府で103者、全国に占める割合は31.5%と大都市で多くの事業者が参入。一方、特定信書便事業者の本社が所在しない県は47都道府県中5県のみとなっている(図表1-2)。

図表 1-2 参入事業者の内訳 (本社所在地別)

都道府県	参入者事業者数	都道府県	参入者事業者数	都道府県	参入者事業者数
北海道	22	長野	3	岡山	6
青森	2	富山	4	広島	14
岩手	0	石川	5	山口	2
宮城	1	福井	3	徳島	1
秋田	2	岐阜	4	香川	2
山形	1	静岡	6	愛媛	5
福島	2	愛知	14	高知	0
茨城	3	三重	4	福岡	19
栃木	0	滋賀	2	佐賀	12
群馬	0	京都	6	長崎	2
埼玉	12	大阪	37	熊本	5
千葉	3	兵庫	11	大分	4
東京	66	奈良	3	宮崎	2
神奈川	17	和歌山	2	鹿児島	6
山梨	0	鳥取	1	沖縄	6
新潟	3	島根	2	全国	327

2 特定信書便事業の取扱実績

(1) 平成21年度は、総引受通数約529万通（対前年度約1.2倍）、売上高約43億円（対前年度約1.2倍）と増加（図表2-1）。

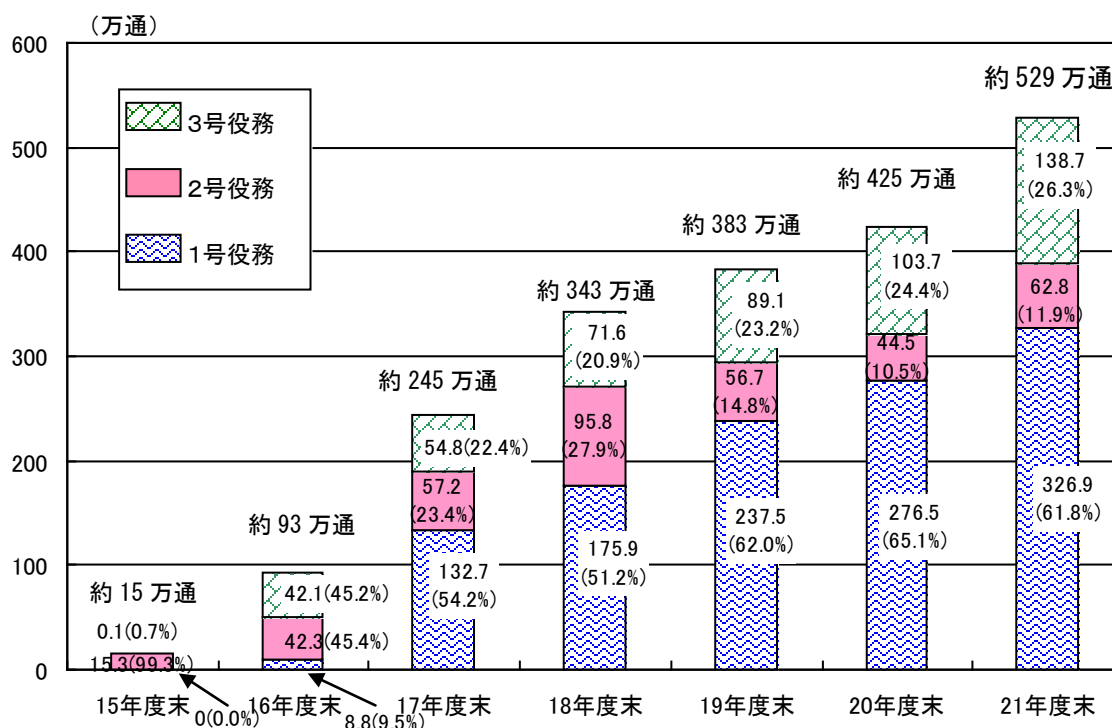
図表2-1 特定信書便総引受通数及び売上高の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総引受通数	15万通	93万通 (620.0%)	245万通 (263.4%)	343万通 (140.3%)	383万通 (111.7%)	425万通 (110.8%)	529万通 (124.5%)
売上高	2,600 万円	5億円 (1,980.8%)	12億円 (230.5%)	22億円 (186.7%)	29億円 (131.5%)	35億円 (118.8%)	43億円 (124.3%)

※（ ）内の数値は対前年度比

(2) 平成21年度の総引受通数に対する各役務別引受通数の占める割合は、1号役務が61.8%と最も高い。次いで3号役務26.3%、2号役務11.9%となる（図表2-2）。

図表2-2 役務別特定信書便引受通数の推移

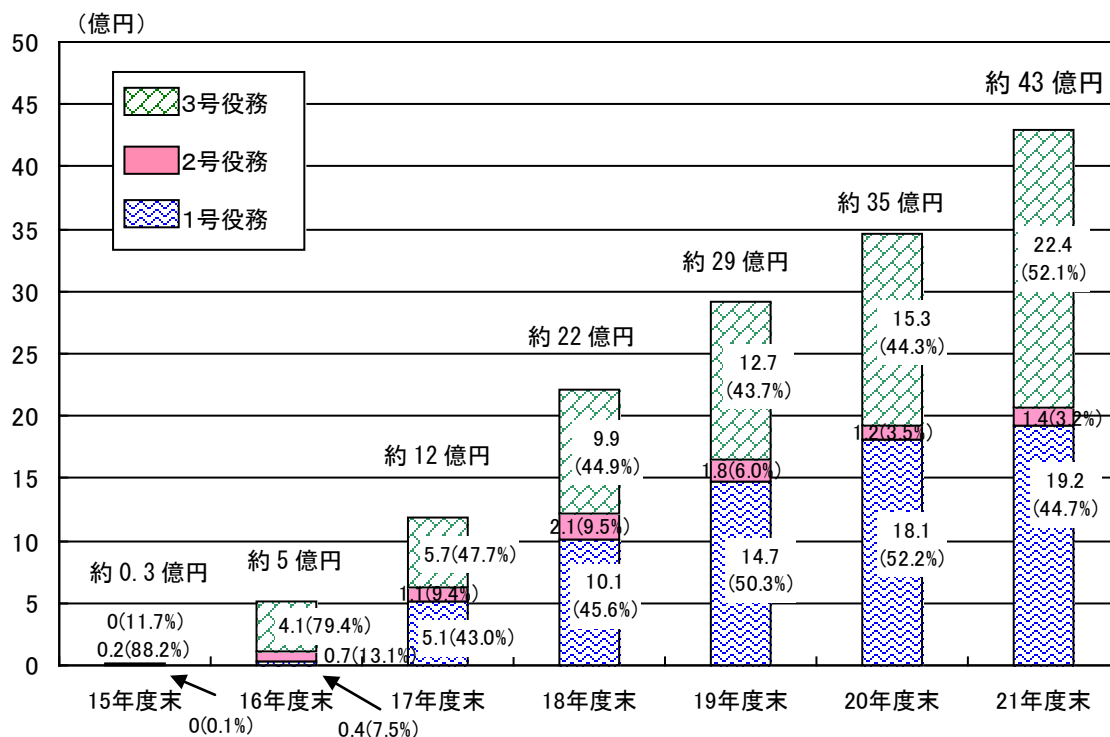


(3)平成21年度の総売上高に対する各役務別売上高の占める割合は、3号役務が52.1%、次いで1号役務44.7%、2号役務3.2%となっている(図表2-3)。

平成21年度の総引受通数では、3号役務の約2.4倍ある1号役務(図表2-2参照)は、売上高で見ると3号役務よりも下回っている(平成22年3月末現在)。これは、3号役務の1通当たりの料金が高いため。

※各役務の売上高を引受通数で除した1通当たりの料金は、1号役務588円、2号役務221円、3号役務1,617円。

図表2-3 役務別特定信書便売上高の推移



3 信書便事業者の事業状況

(1) 参入事業者が行う主たる事業

参入事業者327者が行う主たる事業をみると、貨物運送業が261者と大多数を占め、次いで警備業9者、障害者福祉事業8者の順(図表3-1)となっており、信書便事業に特化しているのは2者のみ。概して会社全体の売上高のうち信書便事業の占める割合は少ない。

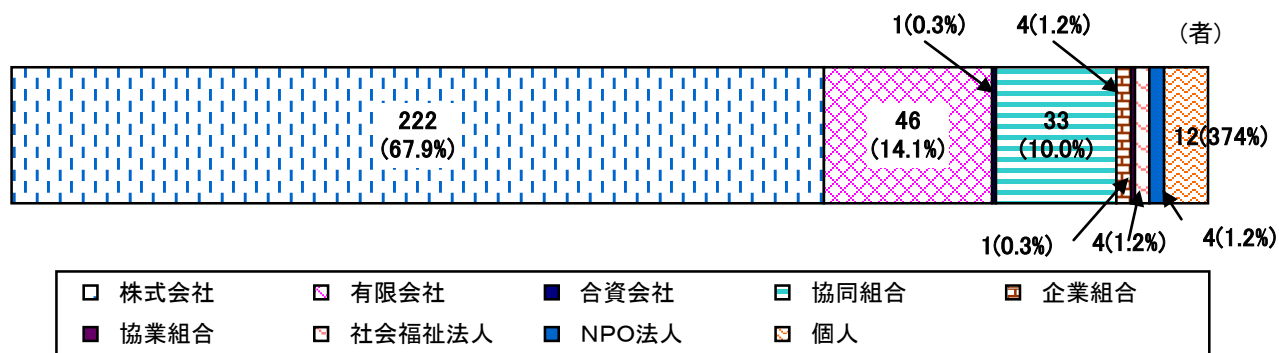
図表3-1 主要業種別・参入事業者内訳

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	261	不動産業	2
警備業	9	印刷業	1
障害者福祉事業	8	鉄鋼業	1
電気通信サービス業	5	建設業(造園工事)	1
廃棄物処理業	5	教育、学習支援業	1
ビルメンテナンス業	5	その他卸売・小売業	4
旅客運送業	3	その他サービス業	16
電気機械器具小売業	3		
信書送達業	2	計	327

(2) 参入事業者の経営形態

- ① 経営形態においては、会社形態(株式会社、有限会社及び合資会社)が269者と82.3%を占める。また、協同組合の組合形態33者(10.0%) (主に県単位の赤帽軽自動車運送協同組合が参入)、個人が12者(3.7%)となっている。その他、社会福祉法人4者(1.2%)、NPO法人4者(1.2%)等がそれぞれ参入(図表3-2-1)。

図表3-2-1 参入事業者の経営形態



- ② 会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、84.0%（226者）が1億円未満の会社であり、中でも1千万円以上1億円未満の会社の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の67.7%（182者）を占める(図表3-2-2)。

図表 3-2-2 参入事業者（会社形態のもの）の資本金規模

(者)

資本金	～1千万円 未満	～1億円 未満	～10億円 未満	10億円 以上	合計
会社数	44 (16.4%)	182 (67.7%)	30 (11.1%)	13 (4.8%)	269 (100%)

(3) 参入事業者の会社全体の売上高

信書便事業以外の事業を含めた会社全体の売上高は、事業者が大手運送会社から個人事業者まで幅広く存在することから、1000万円未満から100億円を超える範囲まで多様(図表3-3)。

図表 3-3 会社全体売上高別の事業者数

(者)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
事業者総数	13 (100%)	57 (100%)	119 (100%)	172 (100%)	221 (100%)	239 (100%)	280 [※] (100%)
1000万円未満	2 (15.4%)	2 (3.5%)	2 (1.7%)	4 (2.3%)	7 (3.2%)	9 (3.8%)	11 (3.9%)
1000万円～ 1億円未満	2 (15.4%)	10 (17.5%)	18 (15.1%)	27 (15.7%)	40 (18.1%)	47 (19.7%)	60 (21.4%)
1億円～ 5億円未満	4 (30.8%)	19 (33.3%)	38 (31.9%)	52 (30.2%)	61 (27.6%)	69 (28.9%)	80 (28.6%)
5億円～ 10億円未満	0 (0.0%)	9 (15.8%)	15 (12.6%)	26 (15.1%)	34 (15.4%)	35 (14.6%)	37 (13.2%)
10億円～ 100億円未満	3 (23.1%)	12 (21.1%)	30 (25.2%)	42 (24.4%)	53 (24.0%)	56 (23.4%)	65 (23.2%)
100億円以上	2 (15.4%)	5 (8.8%)	16 (13.4%)	21 (12.2%)	26 (11.8%)	23 (9.6%)	27 (9.7%)

※平成22年9月1日までに営業概況報告書を提出した事業者280者

【主な特徴】

1 1号役務と3号役務の参入の増加

(原因として考えられる要素)

1号役務：相対契約（入札）が可能なため、安価な価格を実現

3号役務：高付加価値を狙えるため、収益力が高い

BtoBでかつ全国規模

2 引受通数の増加（対前年度比1.2倍）

特に、1号役務（50万通増）の伸びが顕著

(原因として考えられる要素)

・地方公共団体の文書配送業務の信書便事業者への委託が増加

・エリア内のBtoBが増加

3 大手企業だけでなく、中小企業も着実に参入

(資本金別事業者の内訳（会社形態のもの）)

	平成19年3月31日現在		平成22年9月1日現在	
10億円以上	7	(3.9%)	13	(4.8%)
1億円～ 10億円未満	20	(11.2%)	30	(11.1%)
1千万円～ 1億円未満	130	(73.0%)	182	(67.7%)
1千万円未満	21	(11.8%)	44	(16.4%)
計	178		269	

4 参入事業者の多くが地場（同一県内又は同一管内）で営業

(参入事業者の提供区域)

提供区域	事業者数
同一都道府県内	194
複数都道府県（同一管内）	71
複数管内	14
日本全国	48
計	327

5 関東・近畿管内だけでなく、その他の管内でも着実に参入

(本社所在地別の参入状況)

	平成 19 年 3 月 31 日現在	平成 22 年 9 月 1 日現在
関東・近畿管内	104	162 (1.56 倍)
その他の管内	109	165 (1.51 倍)

6 障がい者団体も参入

現在九州管内で 8 団体が参入。今後も各管内で参入の可能性有り

(都道府県別事業者の参入状況)

佐賀県	熊本県	大分県
5 者	2 者	1 者

1 信書便法の目的

平成15年4月から、信書のユニバーサルサービスを確保しつつ、競争原理を導入(新規参入の促進、利用者の選択肢の拡大)

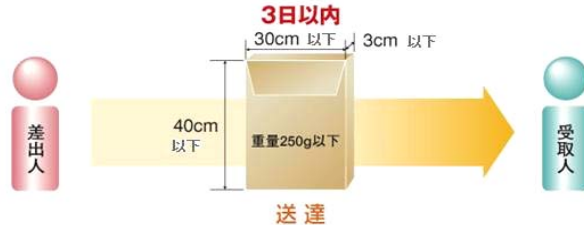
※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第4条第2項)

※「ユニバーサルサービス」は、諸外国の制度等も踏まえると、基本的には、①全国均一料金、②ポスト投函制、③全国あまねく公平な提供、④継続的な提供の4つの要素から構成され则认为られる。

2 信書便事業の種類

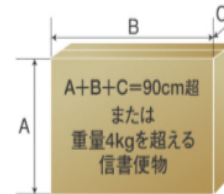
(1) 一般信書便事業(基礎的なサービス): 許可制
一定の大きさ及び重量の信書を差出日から原則3日以内に送達

※ユニバーサルサービスの提供義務

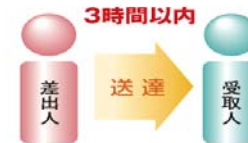


(2) 特定信書便事業(特定の需要に応えるサービス): 許可制
次のいずれかに該当する信書便のみを提供

①大型信書便サービス
(例: 本庁・支庁間の巡回便)



②急送サービス
(例: バイク便等の急送便)



③高付加価値サービス
(例: 配達記録、レタックス型)



1,000円を超える料金

3 参入状況(平成22年9月1日現在)

<類型別>

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	327

(注) 複数のサービスを提供する事業者があるため、<類型別>と<サービス種類別>の数は一致しない。

<サービス種類別>

① 大型信書便サービス	276
② 急送サービス	117
③ 高付加価値サービス	173
計	566